

財政運営の現状と課題及び今後の対応方向について
－ 持続可能な財政運営を推進する中長期の財政方針となる「財政ビジョン(仮称)」の策定 －

1 財政運営の現状と課題

- 本市はこれまで、「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例(以下、「財政責任条例」という。))に基づき、中期4か年計画毎に、財政目標(第4条)と目標達成に向けた取組(第5条)を、議会や市民の皆様にお示しし、共有しながら、中期的な健全性を確保した財政運営に取り組んできました。

〔参考1〕これまでの財政目標と取組

主な 財政目標・取組	中期4か年計画 2010～2013		中期4か年計画 2014～2017		中期4か年計画 2018～2021	
		最終 振り返り		最終 振り返り		中間 振り返り
一般会計が 対応する 借入金残高	→	◎	→	○	→	○
市債発行	→	○	→	○	→	○
経費の縮減	→	△	→	○	→	○
未収債権	→	◎	→	◎	→	○

【目標】 3兆4,000億円以下 (平成25年度末)
【取組】 横浜方式PBなどをもとに計画的に市債を活用。24年度以降は地震防災戦略に充てる市債を除き、対前年度▲5%減

【目標】 3兆2,000億円以下 (平成29年度末)
【取組】 概ね均衡 (平成29年度末)

【目標】 3兆1,400億円以下 (令和3年度末) ※
【取組】 4か年通期での均衡※

【目標】 任意的経費の縮減750億円 (平成23～25年度)
【目標】 実施 (平成26～29年度)

【目標】 500億円未満 (平成25年度末)
【目標】 370億円未満 (平成29年度末)
【目標】 財政見通しの収支不足額解消

【目標】 220億円未満 (令和3年度末)

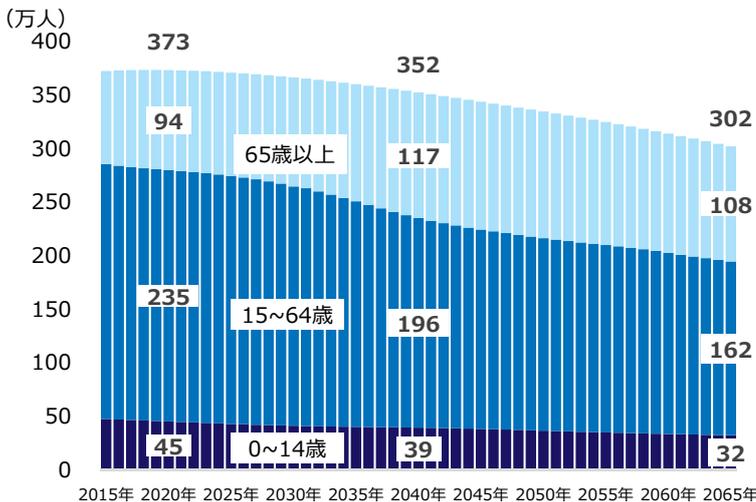
平成26(2014)年6月～
横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例施行

振り返りの凡例：◎ (目標・予定を上回った)
○ (目標・予定どおり)
△ (目標・予定を下回った)

※ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う市税等の一般財源の減少等により、計画値を超えて発行が必要となる「さらなる赤字地方債(コロナ対策)※」を除く(令和2年度2月補正で財政目標を変更)
*「さらなる赤字地方債(コロナ対策)」活用額:2年度決算 181億円、3年度予算 500億円

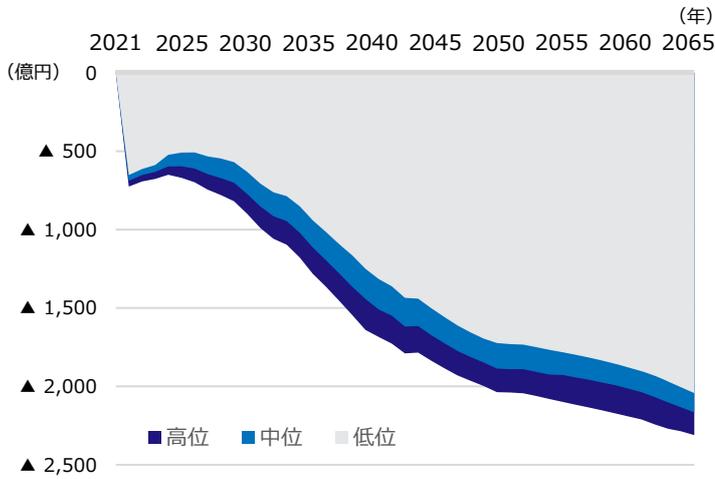
- 一方、令和2年9月に初めて公表した「長期財政推計」(令和3年1月に更新)では、人口減少や高齢化の進展により、大幅な税収減と社会保障経費の増加により、収支差はさらに拡大していくことが見込まれています(2065年:▲2,166億円(中位推計))。

〔参考2〕横浜市将来人口推計(平成29年12月)



- また、毎年度の予算編成においては、収支差解消に向けて事務事業の見直し等に取り組んでいるものの、直近の2年度当初予算と3年度当初予算では臨時財源としての減債基金を活用(各年度200億円)しなければ予算案が組めないといった状況にありました。これまでのような出口のない臨時財源の常態的活用は、将来の財源を先取りして現在の市民サービスを賄っている状態とも言え、こうした状況は危機的であると考えています。

〔参考3〕長期財政推計における収支差



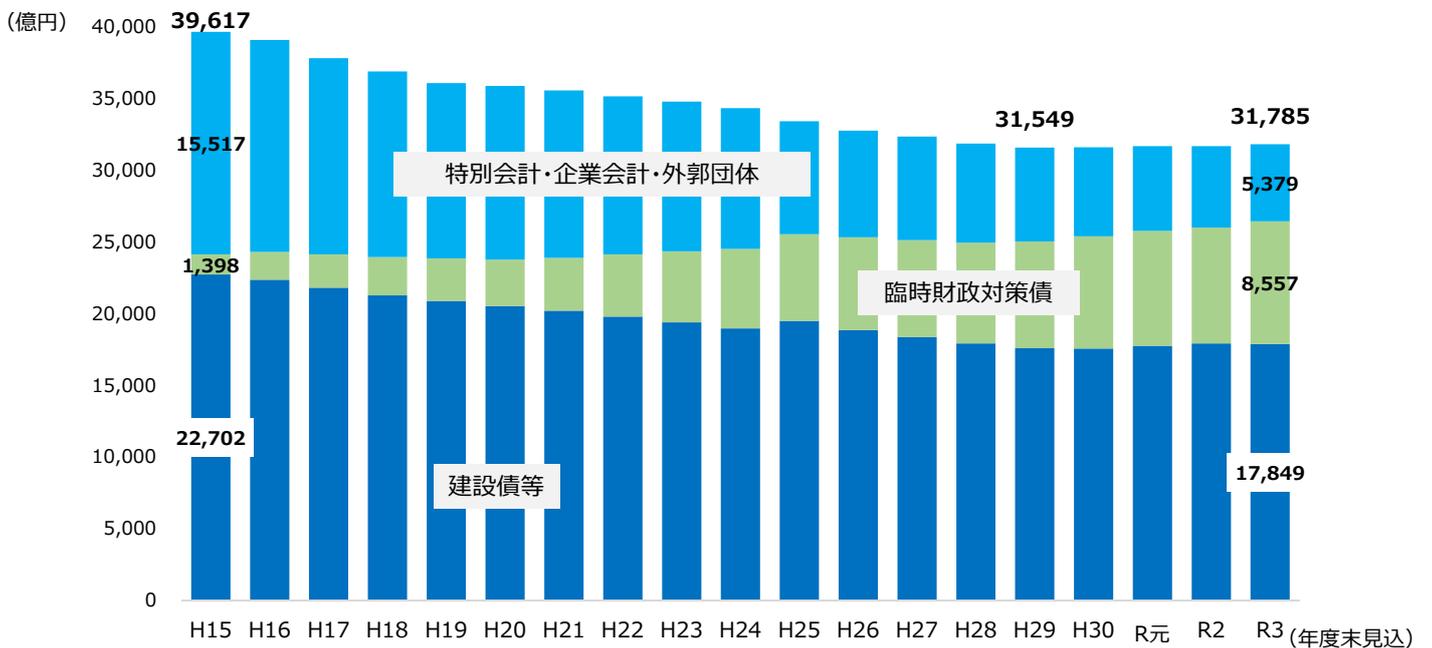
(単位：億円)

	2030年度	2040年度	2050年度	2060年度	2065年度
高位推計	▲ 820	▲ 1640	▲ 2037	▲ 2192	▲ 2311
中位推計	▲ 702	▲ 1443	▲ 1887	▲ 2015	▲ 2166
低位推計	▲ 570	▲ 1250	▲ 1724	▲ 1879	▲ 2043

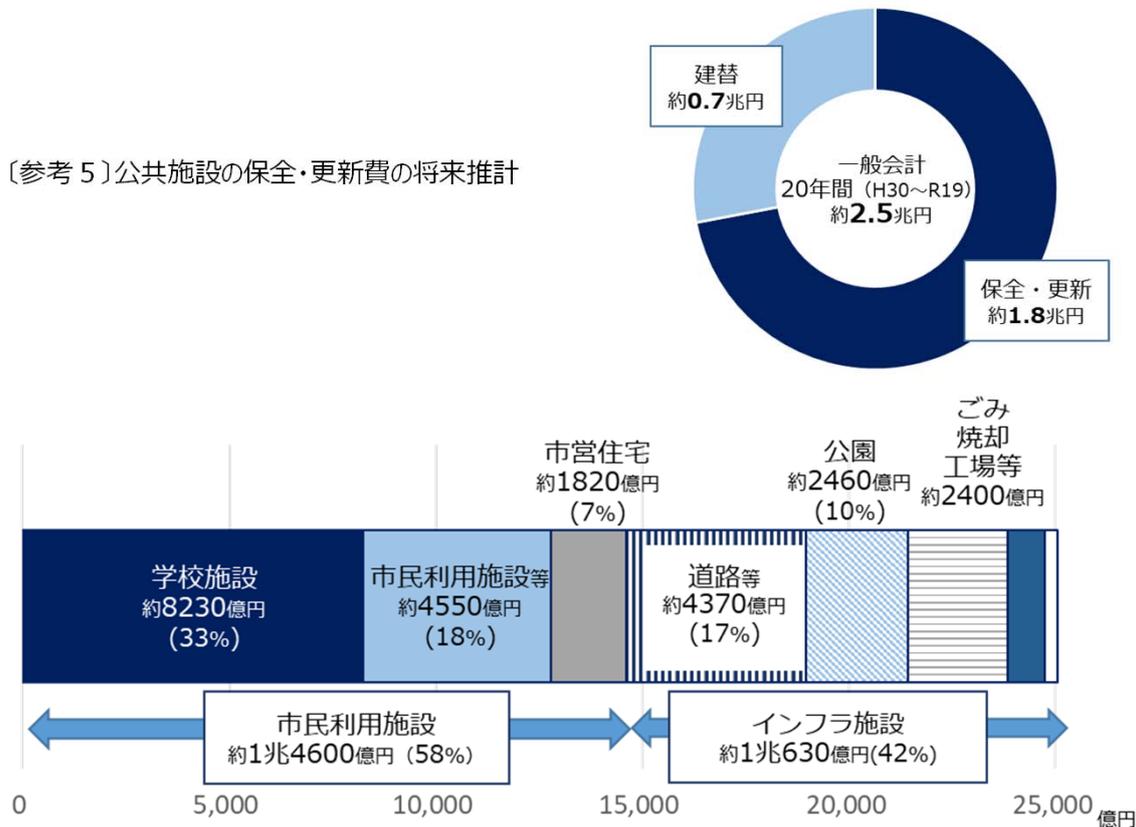
出典：「横浜市の長期財政推計(R3.1.29更新版)」

- 本市の債務については、市民の税負担等で返済する必要のある「一般会計が対応する借入金」について、基礎的な行政サービスを提供する一般会計において「横浜方式のプライマリーバランス」の考え方を取り入れるなどにより、残高総額を大きく縮減してきました。しかし、近年では、国から地方交付税交付金の代替として発行が割り当てられる臨時財政対策債の残高が増加しているほか、令和2、3年度の「さらなる赤字地方債(コロナ対策)」の発行により、3年度末の借入金残高は「中期4か年計画(2018～2021)」に掲げた目標水準(平成29年度末残高)まで縮減できなくなる見通しとなり、財政責任条例第4条第2項を初めて適用し、議会への説明を経て、令和3年2月に目標を変更しました。

〔参考4〕一般会計が対応する借入金残高の推移



- ・ さらに今後の重要課題として、公共施設の老朽化への対応があります。これからは、これまで以上により計画的な対応が必要となりますが、「公共施設の保全・更新費の将来推計」では多額の事業費が見込まれ、その財源確保と公共施設の適正化を進めていく必要があります(20年間(H30~R19):約2.5兆円)。



出典:「横浜市公共施設管理基本方針(H30.12改訂)」

2 今後の対応方向 — 「財政ビジョン(仮称)」の策定 —

- ・ 今後一層の厳しさが増す将来を見据えて、財政責任条例の趣旨、特に基本原則(第2条)を踏まえた持続可能な財政運営を実現するため、これからの市政運営の土台となる中長期の財政方針としての「財政ビジョン(仮称)」の策定を、4年度予算編成作業とあわせて進めていきます。
- ・ この「財政ビジョン(仮称)」の中では、これからの財政運営の「基本方針」を示すとともに、人口減少といった未だ経験のない厳しい社会環境下においても、将来にわたり持続可能な財政運営を進めていくための主要論点と考えられる「これからの市債活用方針」や「一般会計が対応する借入金残高縮減方針」、「収支差解消」、「公共施設管理」、「臨時財源の縮減の方向性」などを明らかにしていくことを検討していきます。
- ・ そして、4年度当初予算案の発表とあわせ、「財政ビジョン(仮称)」の素案を議会や市民にお示しし、ご議論やご意見をいただきながら、まとめていきたいと考えています。

[参考6]横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例(平成26年6月5日施行)

(目的)

第1条 この条例は、横浜市(以下「市」という。)が行政需要の高度化及び多様化その他の社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、柔軟で持続可能な財政構造を構築し、自主的かつ総合的な施策を実施するため、市の財政運営に関する基本原則、市長、議会及び市民の責務その他財政運営に必要な事項を定めることにより、市民の受益と負担の均衡を図りつつ、必要な施策の推進と財政の健全性の維持との両立を図り、もって将来にわたる責任ある財政運営の推進に資することを目的とする。

(財政運営の基本原則)

第2条 市の財政運営は、前条の目的を達成するため、次に掲げる基本原則により、中長期的な視点を持って進めるものとする。

- (1) 市の歳入及び歳出の不断の見直しを通じて、安定的で持続性のある財政運営を目指すとともに、社会経済情勢の著しい変動等による市の歳入の減少又は歳出の増加が市の財政及び市民生活に与える影響を軽減するように図られること。
- (2) 市の資産について、その保有の必要性を厳格に判断し、適正に管理し、及び有効に活用するとともに、将来の世代の負担に配慮した適切な水準を維持すること。
- (3) 公共サービスに係る市民の受益と負担の均衡が図られること。

(責務)

第3条 市長は、市民の信託に基づく執行機関の長として、前条の基本原則にのっとり、予算の編成及びその適正な執行を行わなければならない。

- 2 議会は、市民の信託に基づく市民の代表機関として、前条の基本原則にのっとり、予算を議決し、予算の執行を監視し、及び決算を認定しなければならない。
- 3 市民は、行政活動によって得られる利益及び公共サービスが市民の相応の負担の上に成り立っていることを認識しなければならない。

(目標の設定)

第4条 市長は、第1条の目的を達成し、及び将来にわたる市民生活の安定を確保するため、横浜市議会基本条例(平成26年3月横浜市条例第16号)第13条第2号に規定する基本計画(以下「基本計画」という。)において、財政の健全性の維持のための目標を設定するものとする。

- 2 市長は、社会経済情勢の変化を勘案し、必要があると認めるときは、前項の目標を変更することができる。

(取組)

第5条 市長は、前条第1項の目標の達成に資する実効性のある取組を基本計画において定めるとともに、取組の進捗状況を議会に報告するものとする。

- 2 市長は、社会経済情勢の変化を勘案し、必要があると認めるときは、前項の取組を変更することができる。

(財政の健全性に関する比率の推計)

第6条 市長は、基本計画の策定時に、当該計画の期間における次に掲げる比率を推計し、これを議会に報告するとともに、公表するものとする。

- (1) 実質赤字比率(地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する実質赤字比率をいう。)
- (2) 連結実質赤字比率(法第2条第2号に規定する連結実質赤字比率をいう。)
- (3) 実質公債費比率(法第2条第3号に規定する実質公債費比率をいう。)
- (4) 将来負担比率(法第2条第4号に規定する将来負担比率をいう。)

(財務書類の作成)

第7条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条に定める書類のほか、毎年度、貸借対照表その他の財務書類を作成し、これを議会に提出するとともに、公表するものとする。

(財政運営の配慮事項)

第8条 市の財政運営は、次に掲げる事項に配慮しながら進めるものとする。

- (1) 市は、公共施設によって提供する機能について、社会経済情勢の変化及び財政状況等に適合した必要性の高い機能を確保するため、既存施設の有効活用、適切な施設配置及び機能転換、運営形態の見直し並びに利用環境の改善・運営の効率化を推進するものとする。
- (2) 市は、使用料、手数料、負担金等に関し、市民の受益と負担の適正化を図るため、定期的に又は必要に応じて総合的な見直しを行うものとする。
- (3) 市は、補助金等(市が市以外の者に対して交付する補助金、交付金、利子補給金その他の給付金で相当の反対給付を受けないもの(市長が指定するものを除く。)をいう。)に関し、補助の必要性及び効果、補助率又は補助金額の適正化等の観点から定期的に又は必要に応じて見直しを行うものとする。
- (4) 市は、市民と財政に関する情報を共有し、財政に関する理解を深め、かつ、財政運営の透明性を高めるため、当該情報について、分かりやすい資料を作成し、これを市民に公表するとともに、市政への信頼性を向上させるよう努めるものとする。
- (5) 市は、円滑な資金調達に資するため、地方債の引受けが予定される金融機関等に対し、分かりやすい財政に関する情報の提供に努めるものとする。